

預かり保育について

認定こども園（幼稚園部分）や幼稚園では、教育時間の前後にも、ほとんどの園で預かり保育があります。

施設ごとに開始・終了時間（預かり保育含む）枠を設定していますので、利用を希望する場合、まずは施設へご相談ください。預かり保育の利用料が幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、就労などの理由により上峰町から保育の必要性の認定（〔施設等利用給付認定〕新2号／新3号認定）を受ける必要があります。

※預かり保育が利用できるのは、保育の必要性が認められる時間のみです。

親子で過ごす時間の充実と、保育士の適性な労働時間確保のために、ご協力をお願いします。

保育の必要性について

上峰町内に児童と保護者の住所があり、次のいずれかの理由により、家庭でその児童を保育できない場合に限り、上峰町が保育の必要性を認定します。

▼保育の必要性と認定期間

保育を必要とする理由		認定できる期間
就労（内定を含む）	月 48 時間以上就労している	就労期間
妊娠・出産	妊娠中又は出産後間がない	5 か月以内（出産月前後 2 か月）
育児休業	育児休業取得時に保育施設を利用している子どもが継続利用する	出生した児童が概ね 1 歳になるまで
求職活動・起業準備	就労の意思があり、求職活動・起業準備を行っている	3 か月間
就学	職業訓練校・大学・専門学校等に月 48 時間以上就学している	就学期間
疾病等	疾病、負傷、又は精神若しくは身体に障害を有している	療養が必要な期間
看護・介護	同居の親族等を常時看護・介護している	看護・介護期間
災害復旧	災害の復旧にあたっている	災害復旧の期間
その他	その他特に町長が入所を必要と認めた者。	必要と認める期間

▼保育の必要性を証明する書類 ※きょうだい児の分は同時申請するときは各 1 部で可

保護者等の状況	必要な書類	追加で添付するもの
仕事をしている	就労証明書	※産休中、育休中の休業期間を勤務先が記載 ※就労内定者…内定通知等写し就労開始後 1 か月以内に就労証明書を提出
自営業者		開業届、営業許可証、確定申告書、請負契約書のいずれか 1 つ写し
農業従事者		確定申告書の写し
出産を予定	出産・疾病に 関する申立書	母子手帳の写し（保護者氏名・出産予定日が確認できる部分）
療養が必要な疾病や心 身に障がいがある		医師の診断書、障害者手帳の写し（保育できない状況、療養期間がわかるもの）
同居親族等の 看護・介護	同居家族看（介）護 従事申立書	要看（介）護者に係る医師の診断書、障害者手帳の写し
学校・職業訓練校在学	在学申立書	在学証明書、学生証、カリキュラムがわかるものの写し
これから仕事を探す 起業準備中	求職状況申立書	雇用保険受給資格者証、ハローワーク受付票の写し ※求職活動状況について、定期的に確認を行います。
祖父母と同居している	同居祖父母の保育状況申立書 入園希望月時点で 65 歳未満の同居祖父母 分の保育の必要性を証明する書類	